

改	現
<p>第一条から第十一条の四の五まで（現行のとおり） （防火管理技能講習の登録講習機関） 第十一条の四の六（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり） イ（現行のとおり） ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、防火管理技能講習修了証（条例第五十五条の三の二第一項に規定する防火管理技能講習修了証をいう。以下同じ。）の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。</p> <p>四（現行のとおり） 3から17まで（現行のとおり） （消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書の様式等） 第十六条 条例第六十条本文の規定による届出は、同条第一号及び第三号から第六号までに掲げる行為にあつては別記第十号様式の届出書により、同条第二号に掲げる行為にあつては別記第十一号様式の届出書により、それぞれ当該行為を行う日の三日前までにしなければならぬ。ただし、その行為をすることが急を要する場合には、その行為を行う当日までに口頭により届け出ることができらる。</p> <p>第十六条の二から第二十一条まで（現行のとおり） （防火安全技術講習の登録講習機関） 第二十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり） 一及び二（現行のとおり） 三（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十一条の四の五まで（略） （防火管理技能講習の登録講習機関） 第十一条の四の六（略）</p> <p>2（略） 一及び二（略）</p> <p>三（略） イ（略） ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、防火管理技能講習修了証（条例第五十五条の三の二第一項に規定する防火管理技能講習修了証をいう。以下同じ。）の交付及び回収の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。</p> <p>四（略） 3から17まで（略） （消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書の様式等） 第十六条 条例第六十条本文の規定による届出は、同条第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為にあつては別記第十号様式の届出書により、同条第二号に掲げる行為にあつては別記第十一号様式の届出書により、それぞれ当該行為を行う日の三日前までにしなければならぬ。ただし、その行為をすることが急を要する場合には、その行為を行う当日までに口頭により届け出ることができらる。</p> <p>第十六条の二から第二十一条まで（略） （防火安全技術講習の登録講習機関） 第二十二条（略）</p> <p>2（略） 一及び二（略） 三（略）</p>

イ (現行のとおり)

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、防火安全技術講習修了証(条例第六十三条の二第二項に規定する防火安全技術講習修了証をいう。以下同じ。)の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

四 (現行のとおり)

3から17まで (現行のとおり)

第二十三条から第二十六条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第九号様式の四まで (現行のとおり)

第十号様式(第十六条関係)

イ (略)

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、防火安全技術講習修了証(条例第六十三条の二第二項に規定する防火安全技術講習修了証をいう。以下同じ。)の交付及び回収の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

四 (略)

3から17まで (略)

第二十三条から第二十六条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別記第一号様式から第九号様式の四まで (略)

第十号様式(第十六条関係)

消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書		
東京消防庁 消防署長 殿  届出者 住 所 電 話 ( ) 氏 名		
行為の区分	1 揚煙行為等（火災予防条例第60条第1号又は第5号） 2 水道断滅水（同条第3号） 3 道路工事（同条第4号） 4 露店等の開設（同条第4号又は第5号）	
目 的		
行 為 の 区 分	期 間	年月日時分から 年月日時分まで
	断滅水の期間	年月日時分から 年月日時分まで
	場 所 (区域)	
	燃 焼 物 の 種 類 ・ 数 量	
	出 店 の 種 類 ・ 店 数	
	人 出 予 想 人 員	
	連 絡 先	氏名 電話 ( )
	そ の 他	
※ 受 付 欄		
※ 経 過 欄		

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 行為の区分により、該当する欄に記入すること。なお、「揚煙行為等」とは「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」又は「裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為」をいう。  
 3 その他の欄には、道路通行の可否、消火栓等の使用の可否（消火栓の新設、移動及び撤去を含む。）又は消火器具等の概要を記入すること。  
 4 工事区域、水道の断滅水区域又は出店の区域を明示した図面を添付すること。なお、工事が1月以上に及ぶ場合は、工事工程表を提出すること。  
 5 届出事項に変更を生じた場合は、速やかに連絡すること。  
 6 ※欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書		
東京消防庁 消防署長 殿  届出者 住 所 電 話 ( ) 氏 名		
行為の区分	1 揚煙行為等（火災予防条例第60条第1号） 2 水道断滅水（同条第3号） 3 道路工事（同条第4号） 4 露店等の開設（同条第4号又は第5号）	
目 的		
行 為 の 区 分	期 間	年月日時分から 年月日時分まで
	断滅水の期間	年月日時分から 年月日時分まで
	場 所 (区域)	
	燃 焼 物 の 種 類 ・ 数 量	
	出 店 の 種 類 ・ 店 数	
	人 出 予 想 人 員	
	連 絡 先	氏名 電話 ( )
	そ の 他	
※ 受 付 欄		
※ 経 過 欄		

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。  
 2 行為の区分により、該当する欄に記入すること。なお、「揚煙行為等」とは「火災と紛らわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」をいう。  
 3 その他の欄には、道路通行の可否、消火栓等の使用の可否（消火栓の新設、移動及び撤去を含む。）又は消火器具等の概要を記入すること。  
 4 工事区域、水道の断滅水区域又は出店の区域を明示した図面を添付すること。なお、工事が1月以上に及ぶ場合は、工事工程表を提出すること。  
 5 届出事項に変更を生じた場合は、速やかに連絡すること。  
 6 ※欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)